

## 主任者登録更新の際の留意点

現在主任者として登録行政庁(※)に届出されている方は以下の事項に十分にご留意ください。

- ①現在主任者として登録行政庁に届出されている主任者が、更新以外(前ページ図A・Cの期間の申請)で主任者登録を受けた場合は、登録番号が変更になるため、貸金業の登録事項の変更の届出事由(貸金業法第8条第1項前段)に該当し、貸金業者は当該変更届を登録行政庁に提出しなければなりません。
- ②現在主任者として登録行政庁に届出をされている主任者が、前ページ図Cの期間で申請をした場合は、一旦現主任者登録が抹消されるため、主任者が不在または必要数未滿となる可能性があります。この場合、貸金業者は新たな主任者を設置し、変更届を登録行政庁に提出する必要があります。

上記を踏まえ、現在主任者として登録行政庁に届出されている方は、前ページ図Bの期間に申請(更新申請)されることをおすすめします。

※登録行政庁とは…貸金業者が貸金業の登録を受けている財務(支)局長または都道府県知事のこと。登録行政庁への主任者設置に関する届出は、貸金業者が行います。主任者個人として登録行政庁に届出をすることはありません。

## 登録更新の申請可能期間(日数)とは…

主任者登録更新の申請を行うことができる期間のこと。

主任者登録更新を受けようとする方は、登録更新の申請手続きに余裕を持つため、当該期間(日数)を2ヵ月(60日)以上確保することをおすすめします。

**1 P** 主任者登録更新のための受講日一覧

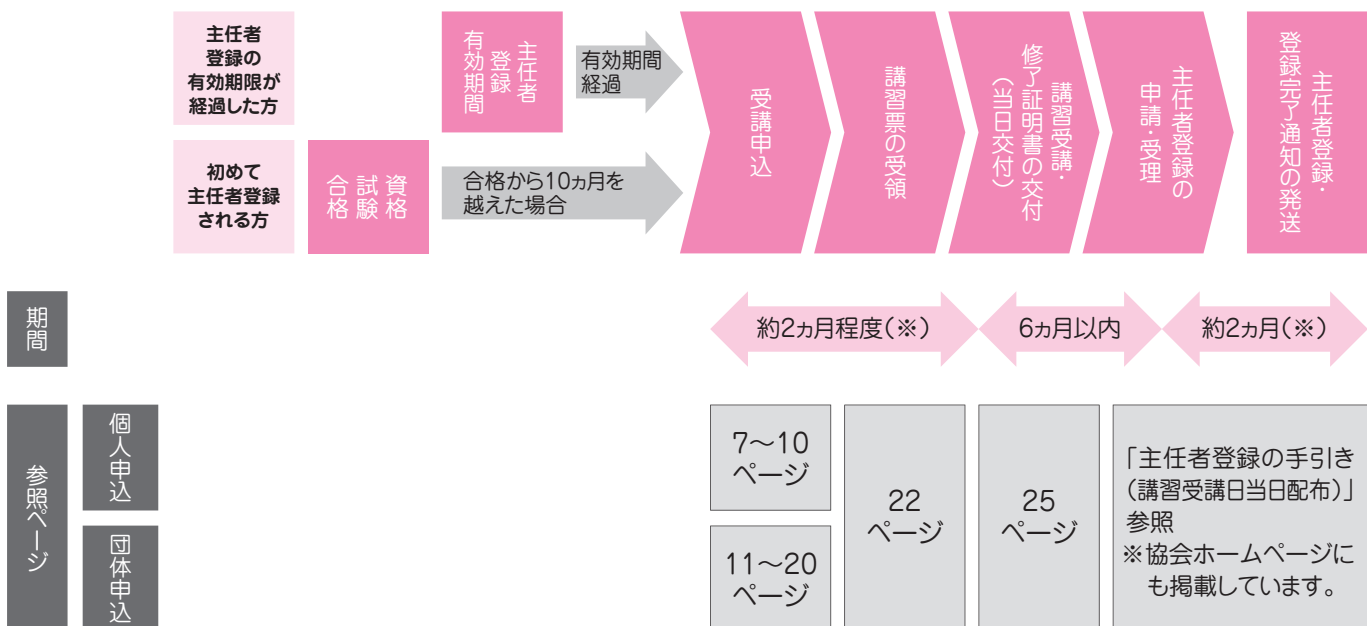
インターネット申込では、更新申請可能期間(日数)を画面上で確認し、受講申込することができます。

	受講申込者が確認できる表示場所	
	インターネット申込(個人・団体)	郵送申込(個人・団体)
更新申請可能期間	受講申込画面の申込確定時(P8、P16参照) 受講票・修了証明書(P22、P25参照)	受講票・修了証明書(P22、P25参照)
更新申請可能日数	受講申込画面の講習会場選択時(P8、P16参照)	—

※団体申込では、団体責任者が申込確定を行う画面上で、受講申込者の当該日数を確認することができます。

**11 P** 「団体申込」参照

## ② 初めて主任者登録を受ける方、主任者登録の有効期限が経過した方



## 【登録講習受講日の決定】と【登録番号】について

受講申込から主任者登録が完了し、登録完了通知が発送されるまで、最短でも4ヵ月程度(上図※)を要します。

主任者登録が必要な時期と主任者登録完了までの期間を考慮し、受講日を決定してください。

過去に主任者であった方でも、登録番号は変更され、新たな登録番号が付与されます。

主任者登録の申請は、講習受講日から6ヵ月以内(登録申請の可能期間)に行う必要があります。